

プレハブ住宅コーディネーター

Prefabricated Housing Coordinator

平成30年度 プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請 Web受講者用案内

プレハブ住宅コーディネーター資格更新について

プレハブ住宅コーディネーター資格2回目以降更新申請は、既に「プレハブ住宅コーディネーター」として認定され、当協会に登録されている有資格者が、その資格を再度更新するためのものです。書類審査の上、更新を認める者を「プレハブ住宅コーディネーター」として、再登録いたします。

プレハブ住宅コーディネーター教育テキストについて

住まいづくりに欠かせない知識を得るための「プレハブ住宅コーディネーター教育テキスト」をご購入いただけます。このテキストは、第14版として平成31年4月（予定）に発行されるもので、住宅知識を習得することができ、日常業務でも活用いただける内容になっています。

プレハブ住宅コーディネーター資格 2回目以降更新申請については、以下の通り実施いたします。

＜申請資格について＞

本申請の対象者は、次の有資格者とします。

(2回目更新対象者)

- (1) 平成24年度又は25年度に行われた更新講習会を受講し更新認定を受け、有効期間満了日が平成31年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。

(3回目更新対象者)

- (1) 平成25年度に更新(2回目)認定を受け、有効期間満了日が平成31年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。

(4回目更新対象者)

- (1) 平成25年度に更新(3回目)認定を受け、有効期間満了日が平成31年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。

(5回目更新対象者)

- (1) 平成25年度に更新(4回目)認定を受け、有効期間満了日が平成31年3月31日の有資格者。
- (2) 有効期間満了日から1年以内に延期願いまたは特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成30年3月31日の者。
- (3) 有効期間満了日から2年以内に特例措置願の提出により、更新延期が認められ有効期間満了日が平成29年3月31日の者。

＜申込みについて＞

※以下2並びに申込み締切りは、所属する会社によって対応が異なります。所属する会社の担当者からのご案内または指示に従ってください。

1. 申込みの手続きについて

Webシステムによるご案内、申込み等を実施しています。所属する会社の担当者を経由してメールにて受講のご案内がありますので要領に従ってWebシステム上で申込みをお願いします。尚、下記URLからマニュアルもご覧頂けますのでご対応下さい。

受講者用 : http://www.kyomu.purekyo.or.jp/content/user_help

<申込み手続きの際に注意していただきたい事項>

- ・個人票・受講票（様式第3-3）は、Webシステムにて各自でフォーム入力の上、出力印刷して下さい。
- ・個人票（様式第3-3）の写真は、24mm×30mm、無帽、無背景、上半身正面（最新6ヶ月以内）の写真1葉を所定の位置にのり付けして下さい。
- ・個人票は所属する会社の担当者へ提出ください。

注) スナップ写真は不可、証明写真に限ります。
認定証作成の際にサイズ、背景等による不具合を生じた場合は、写真の再送をお願いすることがあります。

2. 申請料

3, 240円/人（登録料及び消費税含みます）

<プレハブ住宅コーディネーター教育テキストの申込について>

前回更新時から5年が経過し、その間住宅環境も大きく変化しております。プレハブ住宅コーディネーター教育テキストは平成31年4月に第14版として発行いたします。2回目以後の更新時には講習会はありませんが、最近の住宅知識を習得する手立てとしてご活用いただけますので、ご検討ください。

1冊につき2,160円（消費税含む）の費用がかかります。

尚、上記教育テキストを希望される場合は、Webシステムのテキスト購入フォームに入力してください。

<認定証の交付について>

資格認定審査の結果、更新（2回目以降）の認定者には、新たに認定証を交付致します。

以上